神戸市立北五葉小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

北五葉小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「北五葉小学校基本方針」という。）を策定します。

平成 30 年 3 月　神戸市立北五葉小学校
令和 7 年 4 月　改訂

１　本校の教育方針

・本校の教育目標**「ゆたかな心・強いからだ」**の具現化を図ります。

・児童のめざす姿として、「かがやくす・が・た」をスローガンに、自分のために・相手のために・みんなのために、「すすんでする子・がんばりぬく子・かんがえる子・たすけあう子」を実現できるよう、教育活動全体で子どもたちを育てていきます。

２　いじめの防止等のための対策の基本的な方針

本校は、北五葉小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組をすすめていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則**「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」**を核とした指導を行います。

①　いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②　教職員の姿勢

・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
・生徒指導・道徳教育・人権教育を通して、基本的な生活習慣を身につけ、思いやりの心を育てます。
・分かる授業を創造し、児童の基礎学力の定着を図ります。
・一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて児童の自己有用感を高めます。
・児童、教職員の人権感覚を高めます。
・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

③　校内いじめ問題対策委員会

（１）校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は校長、教頭、学年教員、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置しま

す。

（２）校内いじめ問題対策委員会の役割

・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。

・いじめの相談があった場合には、当該担当等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。

・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。

・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

④　いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

（１）思いやりのこころをはぐくむ教育

・授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

（２）豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。

・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組をします。

・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

（３）規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。

・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友だちに知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。

（４）特色ある学校

・本校の子供・学校・地域の実態に即した特色のある学校づくりを行います。

・年間を通して朝の「さわやか活動」（さわやか学習・さわやか読書）を行い、児童の基礎学力の充実や読書活動の推進を図ります。

・学校や地域の実態に即した総合的な学習「かがやきタイム」を計画します。

（５）開かれた学校づくり

・学校・地域・家庭が共に築く、開かれた学校づくりをめざします。

・地域福祉センターとの交流を図り、地域の理解を深めます。

・ゲストティーチャーの人材活用に積極的に取り組みます。

⑤ いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

（１）信頼関係の構築

・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

（２）児童理解

・平素から児童の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変

化やいじめのサインを見逃さないように注意します。

・学期に１回アンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。

（３）相談体制の充実

・養護教員やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

（４）校外相談機関との連携

・教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24 時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

⑥ いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

（１）いじめの事実関係の把握

・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き共感的に受け止めます。その際最後まで守り抜くことを伝えます。

・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

（２）いじめの指導

・いじめた児童生徒には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。

・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。

・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。

・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。

・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

⑦ 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育ててゆくため個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

⑧ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの対応

（１）未然防止

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。

・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

（２）早期対応

・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

⑨ 保護者・地域との連携

・コミュニティスクールや保護者・地域と連携し、朝のあいさつ運動、いじめ防止

キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。

・地域の会合等で学校のいじめ問題への取組について情報を発信します。

・保護者、地域が一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

⑩ 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

【校内と校外の連携図】

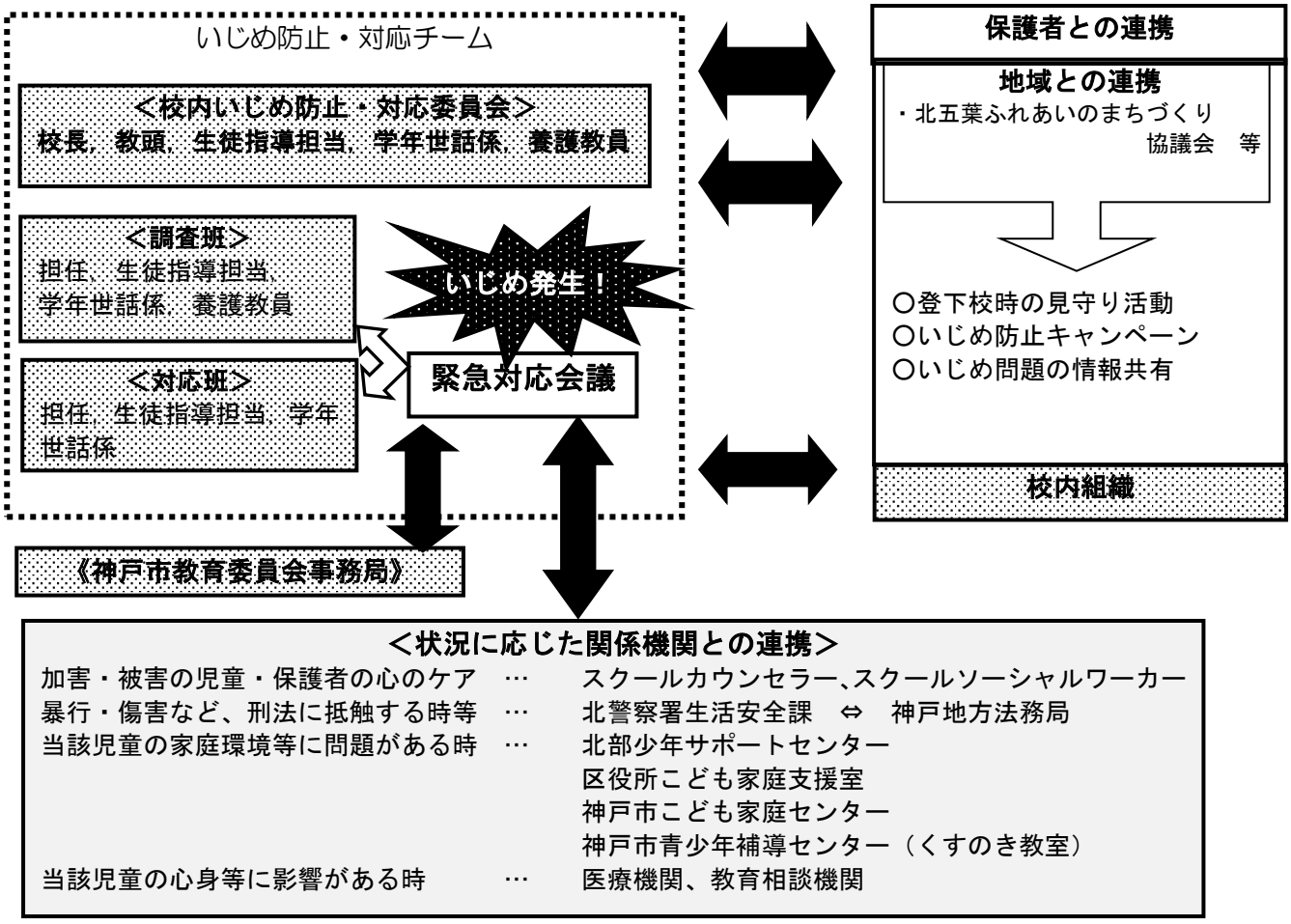

3　重大事態への対処

（1）重大事態の報告と調査

・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

（2）調査結果の報告

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。

・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

4　その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、北五葉小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。